特別徴収のしおり

あきる野市役所(市町村コード:132284)

【目次】

- P1 特別徴収の事務について(お願い)
- P3 あきる野市の税率等について
- P4 こんなときどうする?届出書・手続の早見表
- P4 退職所得に係る特別徴収について
- P5 納入書を訂正する場合について
- P6 地方税ポータルサイト「eLTAX」の御案内
- P7 特別徴収に係る給与所得者異動届出書(記載例)
- 以降・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
 - ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
 - ·特別徴収切替届出(依頼)書
 - ・退職所得に係る市民税・都民税特別徴収 (納入申告書兼納入内訳書・税額の個人別内訳書)
 - ·納入場所(払込金融機関)



【特別徴収に関する問い合わせ先】

あきる野市役所課税課市民税係

〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

Tel 042-558-1111 (内線 2431~2434)

●特別徴収の事務について(お願い)

1 特別徴収とは

納税者の便宜を図る目的から、納税者が1年間に納めなければならない市民税・都民税・森林環境税(以下「住民税等」という。)を、6月から翌年5月までの12回に分けて、事業所において、従業員に支払う毎月の給与から差し引いて納入していただく制度です。

(給料日の間隔が1か月を越える、又は給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収は認められません。)

2 納税義務者(従業員)への通知書の交付

給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(以下「特別徴収税額の決定通知書」という。)は、【特別徴収義務者用】と【納税義務者用(以下「従業員配布用」という。)】の2種類あります。「特別徴収税額の決定通知書」の【従業員配布用】については、ミシン目で切り取り、各従業員に交付してください。退職等の事由により交付できない場合は、「給与所得者異動届出書」に添付して、あきる野市に返却してください。

3 特別徴収税額の納入の方法

事業者(特別徴収義務者)は、「特別徴収税額の決定通知書」に記載してある各従業員の月割額を毎月の給与を支払う際に差し引いて、その合計額を同封又は所定の納入書により、翌月10日まで(土・日曜日、祝日に当たるときは、次の平日)に指定金融機関又は収納代理金融機関から納入してください。

なお、初めて首都圏(神奈川、埼玉、東京、千葉、茨城、栃木、群 馬、山梨)以外のゆうちょ銀行(郵便局)を利用して納入される場合 は、別ページの「指定通知書」に年月日及びゆうちょ銀行名(郵便局 名)を記入して、ゆうちょ銀行(郵便局)窓口へ提出してください。

4 特別徴収税額の変更

確定申告書の提出や給与支払報告書の訂正などの事由により、従業 員の1年間の住民税額に変更が生じる場合があります。

従業員の住民税額が変更されると、毎月の給与から差し引いていただく額も変更されます。その場合、「特別徴収税額の変更通知書」の【特別徴収義務者用】【従業員配布用】を送付いたしますので、通知された変更月から徴収額を変更してください。また、「特別徴収税額の変更通知書」の【従業員配布用】については従業員に交付してください。

なお、「特別徴収納入書」は、8月以降は、再発行をいたしません。 月割額の変更の際には、すでに印字されている金額を手書きで訂正し て御利用ください。

5 従業員に退職・休職・転勤などがある場合

(1) 納税義務者(従業員)に退職・休職及び転勤等による異動があった場合は、<mark>異動があった日の翌月10日まで</mark>に「給与所得者異動届出書」を提出してください。記入につきましては、別ページの記載例を参照してください。

なお、異動届出書の提出が遅れますと納入状況が合わなくなり督 促状が発送される場合もあります。

- (2) 「特別徴収税額の決定通知書」に記載されている非課税の方についても、異動届出書を提出してください。
- (3) 届出書の用紙が足りない場合は、市のホームページからダウンロードしていただくか、コピーしてお使いください。

6 退職・休職者の徴収方法

(1) 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

退職・休職等により、特別徴収できなくなった残りの税額は、普 通徴収へ切替となり、個人で納付していただきます。

なお、利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申出や了解 を得て、退職時に支払のある給与又は退職手当等から一括徴収して いただくこともできます。

(2) 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申出がなくても、5月31日までの間に支払のある給与又は退職手当等から一括徴収することとなっています。

7 事業所の所在地、名称に変更がある場合

事業所の所在地、名称に変更が生じた場合は、別ページの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に必要事項を記入の上、提出してください。

8 年度の途中で特別徴収にしたい場合

納税義務者(従業員)の就職等により、年度の途中で特別徴収にしたい場合は、別ページの「特別徴収切替届出(依頼)書」に必要事項を記入の上、提出してください。

9 各金融機関における地方税納入代行サービスについて

金融機関によっては、地方税納入の代行サービスを行っています。 御利用方法など詳しい内容については、お取引先の金融機関へお問い 合わせください。

10 地方税共通納税システムについて

令和元年10月1日から個人住民税(特別徴収分)などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税可能となりました。 詳しくはeLTAXホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp/)を御覧ください。

11 納期限までに月割額を納入できなかった場合

納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入すべき税額に、次の表の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。延滞金を計算する際、月割額で1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算します。

	本則	特例
納期限後1か月以内	7.3%	延滞金特例基準割合+1%
納期限後2か月目以降	14.6%	延滞金特例基準割合+7.3%

※延滞金特例基準割合:平均貸付割合(各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均)に1.0%を加算した割合。

12 納期の特例(年2回納入)について

特別徴収税額の納入は、原則12回の毎月納入となりますが、受給者が常時10人未満の事業所で、納期の特例を申請し、市長の承認を受けた事業所は、年2回の納入(11月及び5月の翌月10日まで)となる納期の特例を受けることができます。

納期の特例についての申請書は、市のホームページに掲載しています。

13 個人番号の利用目的について

市区町村から給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務(社会保障など)には使用することはできません。

※根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条

14 特別徴収義務者の個人番号の収集について

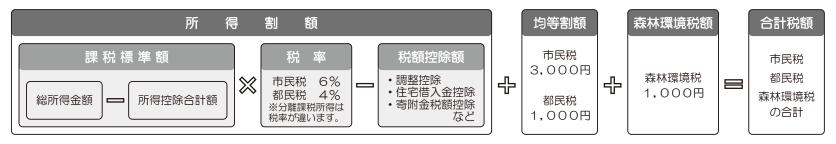
特別徴収義務者は、納税義務者の個人番号を収集する責務があります。 本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個 人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第6条

●あきる野市の税率等について

1 住民税算出の仕方



2 所得割の税率 (総合課税分) について

課税標準額に対して一律10% (市民税:6% 都民税:4%)

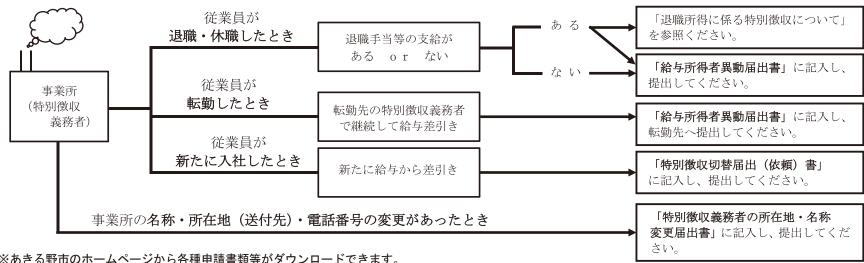
※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

3 均等割額・森林環境税額について

市民税 3,000円 都民税 1,000円 森林環境税(国税) 1,000円

- ※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による市民 税及び都民税均等割額の500円の加算措置については、令和5年度をもって終了しました。
- ※「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の施行により、令和6年度から、森林環境税(国税)として、1人年額1,000円を、市区町村が賦課徴収することとなりました。

●こんなときどうする? 届出書・手続の早見表



※あきる野市のホームページから各種申請書類等がダウンロードできます。

あきる野市ホームページ (https://www.city.akiruno.tokyo.jp/) ⇒ 暮らし・手続き ⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 税金・国民健康保険・年金 ⇒ 住民税に関する様式のダウンロード ⇒ 特別徴収関係様式

●退職所得に係る特別徴収について

退職所得に対する住民税は、退職所得の支払がある際に、他の所得と区分(分離課税)して、その支払者が税額を計算し、徴収した月の翌 月10日までに納入していただくことになっています。また、「退職所得に係る市民税・都民税特別徴収納入申告書兼納入内訳書・特別徴収 税額の個人別内訳書」に記入し、市へ提出してください。

◎退職所得に係る住民税の計算方法

(退職金 - 退職所得控除額) \times 1/2 \times 「市民税 6%、都民税 4%]

退職所得の2分の1課税の有無

	勤続年数	退職所得控除後の金額								
	到机十数	300万円以下の部分	300万円超の部分							
特定役員等以外	5年以下	1 / 9 細形なり	1/2課税なし							
	5年超	1/2課税あり	1/2課税あり							
供学犯目笙	5年以下	1/2課税なし								
特定役員等	5 年超	1/2	あり 1/2課税あり							

※勤続年数が5年以内の特定役員等以外に対する退職所得の計算について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について 2分の1とする措置が、令和4年1月1日以降に支払われるべき退職所得等から廃止になりました。

●納入書を訂正する場合について

- 1 「給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書(以下「特別徴収税額の変更通知書」という。)」が届いて、納
- 入 税額が変更になった場合

良い例

悪い例

「納入金額(1)」の数字を二重線(―――)で抹消し、「特別徴収税額の変更通知書」の【特別徴収義務者用】を確認いただき、訂正後の納入金額を「納入金額(2)」の給与分の欄に記入してください。

2 退職所得に係る住民税を併せて納入する場合

2

a

上を離さ カギを

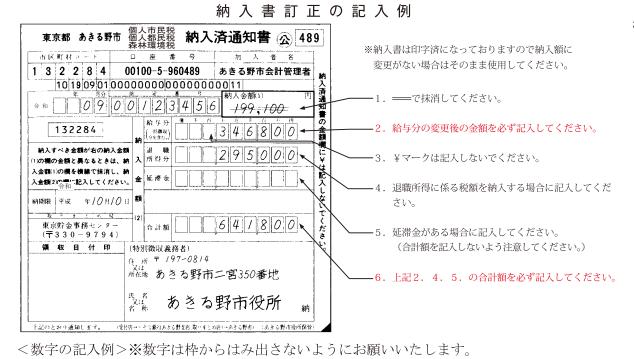
つけない

3

3

まるめない

「納入金額(1)」の数字を二重線で消し、「納入金額(2)」の給与分と退職所得分の欄にそれぞれ記入し、その合計を合計額の欄に記入してください。なお、特別徴収義務者が個人事業主の場合を除き、納入書裏面の納入申告書にも必要事項を必ず記入してください。



5

ふさがない 離さない

6

出さないたり、する

3 納入書記入の注意点

納入書は機械により処理しますので、次の 点に注意願います。

- ◎折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- ◎黒のボールペンで記入してください。
- ◎数字は記入例に従って記入してください。
- ◎数字は所定の枠からはみ出さないよう記入してください。
- ◎金額欄の頭に¥マークは記入しないでく ださい。

離さない

8

●地方税ポータルサイト「eLTAX」の御案内

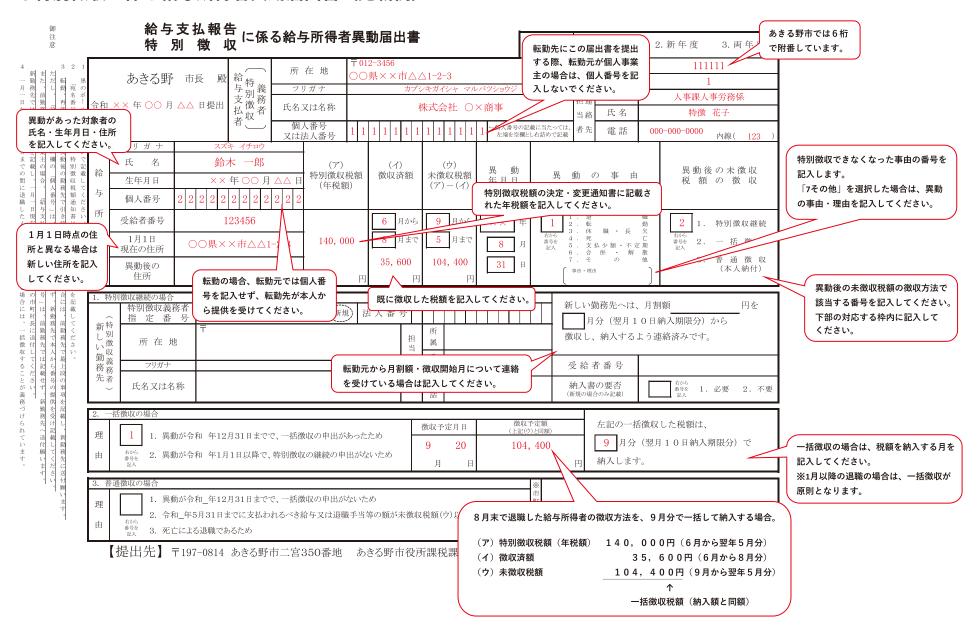
eLTAX (エルタックス)とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。 地方税の申告、申請、納税などの手続は、紙の申告書で行う場合、それぞれの地方公共団体ごとに行っていただく必要がありました。しかし、eLTAX は、地方公共団体が共同で運営するシステムであり、電子的な一つの窓口によるそれぞれの地方公共団体への手続が可能となります。

あきる野市では、eLTAX上で特別徴収関連の手続を電子的に行うことができます。紙書類の提出が不要となりますので、郵送代も掛からず、特別 徴収義務者の皆様にとっても、大変便利なシステムです。是非、御利用ください。

◎御注意ください!

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX 又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

●特別徴収に係る給与所得者異動届出書(記載例)



御注意

3 2 「一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。新勤務先では中段の事項を記載し、一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。「統与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願いますまた、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先で送記載してください。「完名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

	給与	支払報告 別 徴 収 に係	る給与	所得者	異動	届出書	ŧ		Г	年 度	1	現年度	2. 新 4	年 庶	3. 両 年 度
			所	在 地	T					一	特別 領 指 5	数収義務者 官番号	2. 171	1 12	5. 四 干 及
!.)	あきる野	市長 殿 給 特	フリ	Jガナ							宛 名	召番 号			
令和	年 月	支別 務 日提出 * 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		又は名称							担連	所属			
,		市長 殿 台東 日提出 日提出 日提出 日提出 日提出 日提出 日提出 日提出			1 1 1						当絡	氏名			
				人番号 去人番号				<u> </u>		記載に当たっては とし右詰めで記載		電話			内線(
<u> </u>	フリガナ	·						·							
: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	氏 名			(ア) 特別徴収税	安百 24	(イ) 数収済額	(ウ) 未徴収利	4 好 異	. 動	異	動の	事由		異動後	の未徴収
	生年月日	年月	月	(年税額)		以以何領	(ア)-(月日	共	野 り	尹 田		税額	の徴収
与	個人番号														
所	受給者番号					月から	l l	から	年		1.退		職勤	1.	特別徴収継続
得一	1月1日					<u>ー</u> 月まで		まで		右から 番号を 記入	2. 転3. 休4. 死	職 • 長	欠	h-h	一括徴収
者	現在の住所				-			~` <u>L</u>	月	記入	6. 合		散		
	異動後の							<u> </u>	日		7 . そ 事由・理由	Ø	他	3.	普 通 徴 収 (本人納付)
	住所				円	P	3	円					J		
1. 特別	引徴収継続の場合 特別徴収義									 	新しい勤	務先へは、	月割額		円を
新特	指 定 悉	号		(新規)	法人	. 番 号						テ(翌月1		別限分)な	126
- 、- 星日		 			担	所属			Î	數収し、	納入するよ	こう連絡済	みです。		
しい勤務先別徴収義務者	171 114 21	<u></u>			当 者	氏									
務務	フリガナ					連	名				受給者	番号			
元者)	氏名又は名	称					電				納入書の		番	から 号を 1.	必要 2. 不要
							話				(利及びがロッ	プが記載)		已入	
2. 一	括徴収の場合						徴収予定月	В		予定額		定記の一括	徴収した種	兇額は、	
理	1. 異重	動が令和 年12月31日まで	で、一括復	数収の申出があ	っったため	·	JAN. 1 1/2/1		(上記(ウ)と同額)		月分	(翌月10	日納入斯	限分) で
由	留って	動が令和 年1月1日以降で	、特別徴収	又の継続の申出	当がないか	きめ	П	_				/^, ^/ 内入します		□ /11 12 3 29.	112007
	記入						月	日			円	的人しまり	0		
3. 普通	通徴収の場合									※ 市					
理		動が令和_年12月31日まで				alore to a contract	all and the state of the state	V	2	町					
由	右から	和_年5月31日までに支払ね	のれるべき糸	給与又は退職	手当等の	額が未徴	収税額(ウ)」	以下である	ため	村 記 入					
	_{記入} 3. 死T	亡による退職であるため								欄					

【提出先】〒197-0814 あきる野市二宮350番地 あきる野市役所課税課市民税係

特別很	徴収義務	者の所在地・	名称変更届出書		市町村使用欄						
		所在地 〒 —	※ 届出時点での所名	E地·名	称を記入してください						※市町村ごと に異なります
年	/ —— 1 与 別	名称				_	係				
	払義務	代表者の				型担当者 連絡先	氏名				
(宛先) あきる		法人番号					電話		_		
上		年	月	日							
	夕	変更前(旧)	※変更項目のみ記入してくだ	さい。	,	変更後	(新) ;	※ 変更項目の	み記入し	てください。
フリガナ											
所 在 地 (送 付 先)	 ∓ −				〒 —						
フリガナ											
名 称											
電話番号	_	_	(内線)					(内絲	Į.)
変更理由	1. 事務所等移	転 2. 送付先変更	3. 社名(名称)変更 4.	法人	成り 5. 個人	事業化	6. 給与	ラ事務の約	充合【下欄を記	記入してく	ください。】
(該当番号に〇)	7. 合併による変	変更【下欄を記入してくだる	さい。】 8. 分割による変更	更【下村	欄を記入してくだる	۲۷۰°]	9. その	つ他()
				統合所	在 地	_					
合				合フ	リガナ						
		_			称						
分割	※ 別逐、給与所得	古		分							
後	指定番号		※市町村ごと 「	で 電	話番号	_	_		(内約	泉)
指	徴収義務者の指揮	定番号を継続使用する。		れ る 主	人番号						
番号	指定番号		※中町村ごと	業 特別						* 13	市町村ごと 異なります

【提出先】〒197-0814 あきる野市二宮350番地 あきる野市役所課税課市民税係

		付別徴状97百油山(1)4根/音	市町村1	史用懶								
		所在地 一 一 (住 所)			特別徴収	義務者	※市町村ごとに異なります					
_	年月	日			指定	番 号	新規の場合、納入書(要 ・ 不要)					
		提出				係						
(宛:	先) あきる野市	7 務 者 者 代表者の 職 氏 名			担当者連絡先	氏名						
		法人番号				電話						
	フリガナ	旧姓		期別を	:○で囲ん	でくださ	(V).					
	氏 名		普通徴収	[1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・]期 以降を切替希望								
(宛先) あきる野市		切替期別	※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。									
給	生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日		9	一つで	さよせん	\mathcal{N}_{\circ}					
与所得			特別徴収開始予定月		月分	· (月 日納期分)から 特別徴収を開始します。					
者	の住所		届出理由	1. 入	社 2	. その	他(
		〒 ― ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		必要な	場合のみ	記入し	てください。					
	現在の住所		月割額の連絡			月	日 までに通知書が必要					
					※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します							

【添付書類】

1. <u>普通徴収の納付書</u> (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。) ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

性则绝加热足山(水超) 妻

【注意事項】

- 1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
 ※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いいただくか、当市のホームページから印刷してご利用いただけます。

【提出先】〒197-0814 あきる野市二宮350番地 あきる野市役所課税課市民税係

退職所得に係る市民税・都民税特別徴収納入申告書兼納入内訳書(特別徴収義務者が個人事業主の場合) 退職所得に係る市民税・都民税特別徴収税額の個人別内訳書(特別徴収義務者が個人事業主<u>以外</u>の場合)

	地方祝法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、下記のとおり分離課祝に係る所得割の納入について申告します。																	
		(特別徴収義務者)												指	定番号	<u>1</u> .		
		所在地 (住所)																
あ	きる野市長 殿	力 私 (IT.力)											1					
		名 称(氏名)											所属					
		法人番号または										担当	氏名					
		個人番号				<u> </u>		Т				当						
	年 月 日提出	納入年月日		年	月		日					者	電話					
退職	手当等の支払を受ける者の	氏	名		退職手	当等の			勤続年		特定 退職手	役員		华	寺別徴	収税額	預	
退職	した年の1月1日現在の住所	生年			支 払	公金額			(1 年未満 端数切上)			つ有無	市	i 民	税	都	民	税
								円		年					円			円
											有	• 無						
1		年	月 日生															
	(摘要)	•							•						<u>'</u>			
								円		年					円			円
											有	• 無						
2		年	月 日生															
	(摘要)																	
								円		年					円			円
											有	• 無						
3		年	月 日生															
	(摘要)								-				•					
	 合 計	人員計	退職手 の支払金						ī		・都民	税の物		税額計				
:		領訂	円		市民	稻			老 (1)					合計				
	年 月分				'		1111	1711	円		- 111	<u>~√17Ľ</u>	円			ЦП		円
		人																

(お願い) 1. 他の退職手当等の支払金額がある場合は、摘要欄に記入してください。

【提出先】 〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

あきる野市役所課税課市民税係

^{2.} 分割納入する場合は、摘要欄に記入するか、内訳を添付してください。

● 納入場所(払込金融機関)

次の金融機関の本支店をご利用ください。

- 1. あきる野市指定金融機関りそな銀行(あきる野支店)
- 2. あきる野市収納代理金融機関

西武信用金庫 青梅信用金庫 多摩信用金庫 秋川農業協同組合 みずほ銀行 埼玉りそな銀行 きらぼし銀行 山梨中央銀行 大東京信用組合 中央労働金庫 東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である農業協同組合 ※ 払込金融機関は、新たな指定、取消し、名称変更等により変更となる場合があります。

- 3. ゆうちょ銀行・各郵便局
- ※ 首都圏(神奈川、埼玉、東京、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨)以外のゆうちょ銀行・各郵便局を利用する場合、指定通知書を初回のみ提出してください。

指定通知書が必要な場合は、担当までご一報いただくか、課税課窓口までお越しください。

4. あきる野市役所関連施設

あきる野市役所 あきる野市役所五日市出張所 りそな銀行あきる野支店派出所(本庁舎内)